

## 地域計画案公告

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により地域計画の案を下記により縦覧に供する。

令和7年9月4日

長島町長 川添 健



記

### 1 縦覧期間

令和7年9月5日から令和7年9月18日まで

### 2 縦覧場所

鹿児島県出水郡長島町鷹巣1875番地1  
長島町役場 農政課

### 3 地域計画の案を作成した地区

#### (1) 鷹巣地区

### 4 意見書の提出要領

#### (1) 提出先

長島町役場 農政課  
〒899-1498 出水郡長島町鷹巣1875番地1  
FAX 0996-86-0950 E-mail nousei@town.nagashima.lg.jp

#### (2) 提出期限

令和7年9月18日（木）

#### (3) 提出方法

直接持参、郵便、ファックス、電子メールにより提出すること。  
但し、電話での意見は受け付けない。

#### (4) 提出者

意見書を提出できる者は、本町の地域計画の利害関係人であること

#### (5) 記載上の注意点

- ① 個人の場合にあっては氏名、年齢及び住所を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事務所の所在地を必ず記載すること。
- ② 意見の内容は、地域計画の案に対するものに限ること。

#### (6) 意見書の取扱い

意見書に対しては個別の回答は行わず、次の事項の全てに該当することが確認された意見書について、その要旨及び処理結果を地域計画とした旨の公告と併せて公告する。

- ① 意見を提出した者が利害関係人であること。
- ② 意見の提出が地域計画の案の縦覧期間内に行われていること。

③ 提出された意見の対象が地域計画の案に係るものであること。